

冷凍ストッカーの処理方法が令和7年4月1日より変わります

冷凍ストッカーは、家電リサイクル法の対象となる「家庭用」と対象にならない「業務用」に分かれますので、処分の際は、まず購入したお店や電器店等に確認してもらい、お手持ちの冷凍ストッカーがどちらの区分の製品なのかを明らかにしてください。



① 家電リサイクル対象外の「業務用」ストッカーを一般家庭で使用していた場合

購入店や電器店では処分できませんので、役場住民生活課で、税込 7,000 円の「粗大廃棄物処理証紙（家電リサイクル法対象外の冷蔵・冷凍庫専用）」をお買い求めのうえ、それをストッカーに貼付し、粗大ごみとして収集を予約するか、標津町清掃センターへ直接搬入ください。ストッカー搬入料金は処理証紙代に含まれます。

※「業務用」ストッカー処理については、これまで1台あたり約 15,000 円の処理費用を町が公費負担していましたが、家電リサイクル法対象品利用者との公平性を保つため、受益者負担分として処理費用の半額程度を証紙代として徴収するものです。

② 家電リサイクル対象外の「業務用」ストッカーを事業所等が業務使用していた場合

産業廃棄物となり、町では処分できません。

購入店や入替製品の購入予定店にご相談ください。

③ 家電リサイクル対象の「家庭用」ストッカーを一般家庭で使用していた場合

町では処分できませんので、購入店や入替製品の購入予定店、電器店に依頼し、有料での処分を行うか、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、自分で指定取引場所に持ち込んでください。

- ・購入店等に処分を依頼する場合【有料（リサイクル料+収集運搬料）】がかかります。
- ・自分で「家電リサイクル」を指定取引場所に持ち込む場合は、郵便局にある振込払込書（家電リサイクル券）に必要事項を記入し、リサイクル料金を支払います。発行された「家電リサイクル券」を持参し、指定取引場所に持ち込んでください。

★指定取引場所：日標運輸（株） 住 所：中標津町緑町南3丁目5

電話番号：0153-73-4030

- ・家電リサイクル料金は「家電リサイクル券センター」ホームページをご確認ください。